京都市告示第 55 号

道路法第8条の規定に基づき,市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成22年4月7日

京都市長 門 川 大 作

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	西ノ京緯134 号線	中京区西ノ京壺ノ内町4番地の8地先同町4番地の9地先		
2	山科大宅緯75 号線	山科区大宅御所田町122番地の5地先 同町122番地の6地先		
3	山科小山経53 号線	山科区小山鎮守町57番地の1地先 同区小山下ノ池7番地の20地先		
4	山科小山緯50 号線	山科区小山姫子町28番地の8地先 同町27番地の1地先		
5	久世高田2号 線	南区久世高田町376番地地先同上		
6	久世高田3号 線	南区久世高田町384番地地先 同区久世中久世町五丁目318番地地先		
7	久世高田4号 線	南区久世高田町401番地地先 同上		
8	久世高田5号 線	南区久世中久世町五丁目311番地地先 同上		
9	久世高田歩2 号線	南区久世中久世町一丁目312番地地先 同上		
1 0	久我94号線	伏見区久我西出町14番地の108地先 同町14番地の4地先		

(建設局土木管理部道路明示課)